

令和6年6月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年6月5日（水）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

7番 城野 幸司 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

付議議案

- 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第26号 非農地証明願いについて
- 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第28号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第29号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願ひいたします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席7番の城野 幸司委員が欠席となっており、出席委員数は11名となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願ひいたします。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。
- 次長 1ページをご覧ください。
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和6年6月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 番号1、(畝) 363m² について、隣接する住宅の購入に際し、農地も併せて所有権を移転するものです。

番号 2、(田) 433 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

5 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号ですが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

野上 私、野上より、上野委員、玉田農地委員、事務局 2 名で 5 月 24 日に実施しました、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、最近は耕作されていないようです。許可後は菜園として露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が植えられています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、住宅の隣にあります。最近は耕作されていないようです。許可後は菜園として露地野菜の作付けを行うとのことです。
特に問題はないと思われます。

議 長 次に第5地区、平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が植えられ、トラクターで起こされていました。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

亀 井 はい。番号1の譲受人の耕作面積は空欄で、農作業経験なしですが、これは差し支えないのでしょうか。
委 員

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 はい。番号1についてですが、譲受人は全く農業を営んでいない方で、隣にある家を購入するということで、現在の家の所有者が隣の畠も持
主 幹 っているということから、状況としては一緒に購入してほしいという状況になっています。

これまで下限面積要件がありまして、3反経営していないと農地を持つことができないという要件があったのですが、臼杵市においては、空き家バンクについてくる畠であれば、それを耕作する条件で許可はしてきました。今回も同様のケースで、下限面積要件は無くなっているのですが、家に付随した農地を購入するというかたちになっております。申請としては、菜園として使うということです。場所的に細い坂道を歩いていき、当該農地にいくようになっておりまして、車輪がついている大きい農機具は入らないような場所になっております。今後は手持ちの農具などを購入して耕作をするということですので、耕作は可能だと判断しております。

議長　　亀井さん、よろしいでしょうか。

亀井　　はい。わかりました。
委員

議長　　他に質疑ございませんか。

一質疑なし－

議長　　質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 6 年 6 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 5 ページをご覧ください。

番号 1、(畝) 216 m² について、所有権を移転して住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

上 野 私、上野より、5 月 24 日に実施しました、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畝については所有権を取得し、一般住宅の建築を行うものです。

申請地は 1 筆の畝で、草刈り等により管理されています。なお、申請地の横にある 1 筆の雑種地も使用する計画です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については、2 種農地になります。一般基準の③から①についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断し、報告します。以上、5 条申請 1 件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 5 地区の平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。
推進委員 番号1の畠については所有権を取得し、一般住宅の建築を行うものです。
申請地は津留の地区内にある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。特に周辺に耕作されている農地もなく、周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第26号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 7ページをご覧ください。
議案第26号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
令和6年6月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畠) 109 m²の土地については、昭和38年より自己の住宅が建築され宅地として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号2、(田) 25m²の土地については、昭和年月日不詳より雑種地として利用している土地になり、現在は古紙回収BOXが設置されています。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号3、(畠) 231m²の土地については、平成10年12月より住宅の敷地として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第26号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第26号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に議案第27号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 10ページとなります。

議案第27号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和6年6月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第5号）「令和6年6月5日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和6年5月末までに申し出がありました臼杵市全域の集積表であります。中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田について、 $22,358\text{ m}^2$ 25筆、畠について、 $1,050\text{ m}^2$ 3筆、合計 $23,408\text{ m}^2$ 28筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が17名に対して、借り手は13名となります。各筆明細につきましては、3~5ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和6年6月5日公告予定の農用地利用集積計画（第5号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第27号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第28号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長 11ページとなります。

議案第28号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年6月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。農用地利用集積等促進計画案について、説明をさせていただきます。

主 幹 1ページを説明します。

畠 383 m²を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明します。

畠 8,098 m²を貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に5~6ページを説明します。

畠 10,683 m²を貸し付けするものです。農用地の所在は7ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第28号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第29号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、事務局より説明をお願いします。

次長 12ページをご覧ください。

議案第29号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について、農業委員会等に関する法律第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、農業委員会による最適化活動の推薦等についての一部改正について（令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知）5の(1)により、「農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに「別紙様式5」により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。」とあることから、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について別紙のとおり提案する。

令和6年6月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

「別紙様式5、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料をご覧ください。

1ページ目は農業委員会の令和5年4月1日現在の状況でありまして、委員会の現体制、農家・農地等の概要となります。

「農家・農地等の概要」の内容については農林業センサス等の直近の数字を使っております。

2ページ目、「II最適化活動の実施状況」、1.最適化活動の成果目標の（1）農地の集積について①が現状と課題、②が目標、③が実績となっています。

現状と目標については、令和5年度の当初で管内の農地面積、2,360haに対して、集積率は40%、集積面積は948haありました。これを国の農林省ガイドラインの目標数値に合わせて目標を立てています。

農地の集積の目標年度5年度は、この段階での最終年度になります。これについて、集積率は5年度までに白杵市内の農地の80.2%をすべて扱い手に集積するという農水省ガイドライン目標に合わせた数値が出されています。この結果、令和5年度の新規集積面積は944ha必要となり、年度末の集積面積（累計）は、1,892haとならなければならないという目標になっています。

これに対しての実績になりますが、5年度の新規集積面積が29haありまして、年度末の累計の集積面積は977haとなり、5年度末の集積率は

41.3%、目標に対する達成度は51.4%ということで、委員会の点検結果は、「畠については、集約化が緩やかながら進みつつあるが、水田については高齢化等が進む中で借り手が貸借の更新を行わない案件も増えている。また現在の担い手に農地の集積を進めるにしても単一の経営体でカバーできる面積にも限界があるため、新たな担い手の育成も含めた対策が必要と考える」という内容にしています。

次に（2）遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題で直近（令和4年度）の利用状況調査により判明した遊休農地の現状であります。

1号遊休農地（農地法第32条第1項第1号：現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）は377ha、うち、緑区分（草刈り等により直ちに利用可能な農地）が270ha、黄区分（基盤整備等の実施、または重機等の使用により再生可能となる農地）が107haとなっています。

②の目標については、「ア）既存遊休農地の解消」ですが、ここで上げている数値は、令和3年度の利用状況調査で確認された1号遊休農地、緑区分の遊休農地282haを5年かけて解消するという農水省ガイドラインに基づき、単年度の解消目標面積を56.4haとしています。

次の3ページになりますが、令和3年度の調査において確認された黄区分については114ha、また「イ）令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地」については25.3haあり、これは発生年度の翌年度、つまり令和5年度中にすべて解消しなさいということになっています。

③実績になりますが、ア）既存遊休農地のa)緑区分の解消面積は14.9haで、目標の達成状況は26.4%、b)黄区分の解消については、特に面積や達成状況等数値を求められてはいませんが、令和3年度時点では114haあったものが、令和4年度の利用状況調査では107haとなっていることから、7haは解消されていると考えられます。ただし、黄区分の遊休農地解消には基盤整備等の実施や重機の使用等が必要など、農地所有者個人での解消は厳しいものがあると考えられるため、解消に向けた工程表の策定も含め、「遊休農地の解消につながる事業等が行われる場合には、市農業部門、JA、土地改良区等の関係機関と情報共有を図るための協議を行っている」としています。なお、この件については、今後の地域計画にも繋がるものとも考えられます。次にイ）令和4年度の新規発生遊休農地の解消実績は6.7haでした。

④その他になりますが、令和5年度の利用状況調査の実施状況等についてです。利用状況調査時期は令和5年6月から8月、調査結果の取りまとめは令和5年9月、調査結果は1号遊休農地が369ha、うち、緑区分は261ha、黄区分が108haとなっています。また意向調査については、令和5年10月から12月に行い、取りまとめは令和6年1月。なお、「遊休農地の発生防止・解消」に関する委員会の点検結果については、「遊休農地は、農業従事者の高齢化や後継者の不在、市外・県外在住者による農地の相続等により耕作できない状況から発生している。また地域農業の担い手もすぐに耕作に取り掛かれる優良農地から貸借等により耕作地を広げていくため、遊休農地の解消は困難を極める。」とまとめまし

た。

続いて（3）新規参入の促進の①現状及び課題については直近の3年の結果になります。

令和2年度は新規参入者14経営体で7.3ha、令和3年は新規参入者13経営体で7.3ha、令和4年度は新規参入者5経営体で1.3haという結果でした。

②の目標についてですが、令和2年度から4年度の過去3年間の農地法第3条及び基盤法（利用権等）による賃借権の設定等の権利移動面積及び平均面積について記載しています。また、その下には、新規参入者への権利移動があった場合に農地所有者の同意を得た上で、インターネット上に権利移動の実態を公表する農地面積の目標が記載しています。基準としては過去3年の権利移動の平均の1割以上となっていますが、この時は令和4年度の目標と同数値としていました。公表後にこの点に気が付き、農業会議と相談したところ、今回はこのままで来年度から修正を行うこととしました。

③実績になりますが、新規参入者への農地の貸付について農地所有者からの同意を得た上で公表した実績はありませんでした。点検結果としては、「農地等の権利移動に関する情報については、個人情報等の関係から積極的な公表には結びついていない。」としています。

次に2)最適化活動の活動目標（1）最適化活動を行う日数目標については、月に10日で、農業委員及び最適化推進委員の全員が対象となっています。

（2）活動強化月間の設定①目標については、設定回数を6回としています。これは取組時期の4～6月、10～12月の6月分で6回としたものです。なお、取組時期については、過去、利用権設定の公告を年に2回としており、公告前の3ヶ月間を強化月間としていたことから貸借期間の終了時期が重なることもあり強化月間として設定しているものです。

②の実績については、令和5年度が委員の改選と重なったため実質的に12月分の活動はなく5ヶ月としています。

（3）新規参入相談会への参加についてですが、大分県での相談会は年に1回、大分市のコンパルホールで開催されており、新規就農の相談に対応可能な委員にお声がけをしながらお願いするとしていましたが、昨年度は都合の合う委員さんがおられず、参加ができませんでした。

臼杵市の相談では有機農業等が多いと聞いていますが、特に有機農業専門でなくてはならないこともないので、今後相談会に参加対応可能な委

員さんがおられる場合は事務局にお声掛けください。なお、臼杵市のブースには農林振興課の新規就農担当が出席しています。

目標の達成状況の評語及び推進委員等の点検・評価結果についてですが、7ページの別表に評語の適用方法というのがあります。

まず「目標の達成状況の評語」ですが、表1、表2とあり、表2の点数の積み上げの合計点が表1の評語となります。先ほどから説明しています令和5年度の実績を表2の点数で見たときに、(1) 成果目標①農地の集積は達成率90%未満で1点、②緑区分の遊休農地の解消は達成率90%未満で1点、新規参入の促進の達成率90%未満で1点、(2) 活動目標①活動強化月間の実施は3月以上実施したので1点、②新規参入相談会への参加は不参加なので点数無しで合計4点となり、表1では5点未満で、評語は「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」になります。

次に「推進委員等の点検・評価結果」ですが、8ページに表1、表2があります。これも先ほどと同じく表2の点数の積み上げの合計点が、表1の評語になります。

(1) 成果目標①農地の集積は達成率90%未満で1点、②緑区分の遊休農地の解消は達成率90%未満で1点、新規参入の促進の達成率90%未満で1点、(2) 活動日数目標①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）は、目標が10日に対して、平均で目標の10日を上回った委員は1人で6点、他24人が目標を下回ったので2点、②月当たりの最適化活動の日数（年間平均）は、6日以上～8日未満が4点、1名、8日以上～13日未満が8点、2名、13日以上は12点、1名となっています。

このことから表1の「20点以上、25点未満」が21点で1人、評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」、他の24人は「15点未満」で評語は「目標を（やや）下回る結果となった」になりました。ちなみに、この1名は「姫嶋和彦委員」であります。大変ご苦労様でした。

6ページに戻っていただいて、Ⅲ事務の実施状況、1) 総会、部会の開催実績について、総会は月に1回開催しました。部会については設けていません。

2) 農地法第3条の1年間の処理件数は49件で、申請書受理から許可書発行までの処理期間は15日、総会開催日及び締切日についてはホームページで公表しています。

3) 農地転用に関する事務についてですが、臼杵市は大分県から農地法に関する事務の権限移譲を受けており、農業委員会は臼杵市から地方自

治法第180条の2に基づき事務委任を受けています。なお、1年間の処理件数は28件で、すべて許可となっており、処理期間については農地法第3条と同じで15日となっています。

4) 違反転用について、違反転用として農地法第51条により原状回復等の違反状態解消の措置を命ずるまでの案件は発生していません。

なお、違反転用解消のために委員会が実施した活動としては、「農業委員及び農地利用最適化推進委員による最適化活動により担当地区内における転用申請案件以外の転用行為がないかを日々巡回した。」しております。実績については違反転用案件として違反状態解消の措置を命ずるまでの案件は発生していませんので0haです。

以上が、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の内容になります。

これは令和5年度当初の現状と目標、それから令和5年度に実施をされた内容の結果となっております。なお、委員さんの活動に関してですが、実際は活動をしているが、活動報告の中に挙がっていなかったというようなこともあったかと思うのですが、きちんと報告をしていただいた分に関して出した結果がこのようになっております。

本件について、点検結果の表現の仕方などに関して、ご意見がございましたらお聞かせいただければなと思います。議決をいただいた後は、全国農業会議所を通じて同会議所のホームページで公表されることになることを申し添えます。以上で説明を終わりります。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑ございませんか。

後藤 2点ほどお伺いします。

委員 まず、1ページ目の農業委員会の現在の農業委員数が12名で、内訳では11名となっておりますが、1名はどこに入るのでしょうか。

もう1点が、3ページの(3)新規参入の促進とあります、この新規参入者はどのような品目を作っているのかお聞きしたいと思います。

議長 事務局、お願いします。

次長 まず1ページの数字についてですが、認定農業者の数に“1名”追加となりまして、“8名”となります。訂正をしたいと思います。

3ページの品目については、手元に資料がないため調べて広告したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長 休憩いたします。

－休憩－

議長 再開いたします。

－再開－

次長 新規参入の促進に関してですが、令和4年度につきましては、露地野菜、施設野菜、果樹で、施設野菜ではピーマンが主になってくるのかなと思います。有機野菜(里芋、カボス、ほうれん草、にんじん等)も含まれております。3年度につきましては、施設野菜、露地野菜、これも主にピーマンの新規参入があったということになっております。また、直近の5年度になりますと、水稻や麦、果樹などが新規参入で臼杵市に入っている状況です。

先ほど1ページの農業委員数で認定農業者に1名足すというお話しでしたが、訂正をいたします。あくまでも内数となりまして、このいずれにも該当されない方が1名おられたということですので、この内訳設定には1名属さない方がいるということで、内訳としては11名となります。

議長 今の説明で後藤委員さんはいいでしょうか。

後藤委員 いいえ。先ほど露地野菜と言っておりましたが、甘藷は毎年5~6名くらい新規参入で受けるのですが、露地野菜には甘藷が入っていますか。

議長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。甘藷の取り扱いについてですが、甘藷はこの中では露地野菜というかたちで取り扱っております。色々な品目を経営されている方がいるのかと思います。ピーマンとともに甘藷をする方がいるかと思うのですが、この場合は新規参入の中で一番売り上げの割合の多いものはどれかということになりますので、ピーマンも作って、甘藷も作る方で、ピーマンのほうが売上がいい場合は施設野菜の数字が上がってくることがあります。また、すでにピーマンを作っている方が新たに甘藷を始めるということで、部会においては人数が増えるということが起きているかと思いますが、農業についてはすでに参入済みということになりますので、この調査においては数字が出てこないということになります。

議 長 後藤委員さん、よろしいでしょうか。

後 藤 はい。わかりました。
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。2ページの③実績の中に、目標に対する達成状況 51.4%というのは、全国的に見て、あるいは大分県下で見てどの位置にあるのでしょうか。
委 員

議 長 事務局、お願いします。

次 長 目標に対する達成度合いの順位というのは、特に調査をした結果というのは資料としてはございませんが、全国的に国が定めるのが、「各地域にある農地の 80%を担い手に集積しなさい。」というものが基本目標になります。それに対して、臼杵市は 80.2%という目標を作ったのですが、「独自に作っていないものは大分県下では 95%を担い手に集積しましょう。」という目標を立てなさいということで、県が指示をしております。大分県下でこの担い手に対して集積をクリアしたというところは、現状では聞いたことはありません。全国的に見ても、担い手に対して利用集積をすでに達成しているところはほぼないのでないかなと思います。達成した、理想的なところだとい

う情報は入っていないので、今のところ数字がないものですから現状としてはお答えいたしかねます。

議長 赤嶺委員、よろしいでしょうか。

赤嶺 委員 はい。

議長 その他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第29号 農水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第29号 水省ガイドラインに基づく実績（点検評価）については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。